

申告書提出時の本人確認に必要な書類について ＜代理人の方が提出される場合＞

申告書の提出の際は、マイナンバー（個人番号）・法人番号を記載してください。マイナンバー（個人番号）を記載した申告書を提出する際は、本人確認が必要ですので、**次の①～③すべての書類の提示をお願いします。**なお、郵送の場合は書類の写しを同封してください。

※法人番号については、公表されており、利用範囲の制約がないため、本人確認のための書類の提示は必要ありません。

①代理権が確認できる書類

次のうちいずれか1つ

委任状（任意代理人の場合）、戸籍謄本等の資格証明書（法定代理人の場合）

※上記の書類をお持ちでない場合は、以下の書類を提示してください。

本人しか持ち得ない書類（例：マイナンバーカード、健康保険証等）

②代理人の身元確認書類

代理人が個人の場合

次のうちいずれか1つ

代理人のマイナンバーカード、運転免許証、運転経歴証明書、パスポート、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード、特別永住者証明書、戦傷病者手帳、税理士証票、その他写真付き身分証明書等

※上記の書類をお持ちでない場合は、次のうちいずれか2つを提示してください。

学生証（写真なし）、身分証明書（写真なし）、社員証（写真なし）、資格証明書（写真なし）地方税・国税・社会保険料・公共料金の領収書納税証明書、印鑑登録証明書、戸籍の附票の写し（謄本若しくは抄本も可）、住民票の写し、住民票記載事項証明書、母子健康手帳、特別徴収税額通知書、退職所得の特別徴収票納税通知書、源泉徴収票、上場株式配当等の支払通知書、特定口座年間取引報告書

代理人が法人の場合

次のうちいずれか1つと持参者の社員証等の当該法人との関係を証する書類

登記事項証明書、印鑑登録証明書、国税・地方税・社会保険料・公共料金の領収書、納税証明書

③本人の番号確認書類

次のうちいずれか1つ

- ・本人のマイナンバーカード又はその写し（両面）
- ・本人の通知カード又はその写し

※次のような場合は、通知カードを番号確認書類として使用することはできません。

- ・令和2年5月25日までに改姓や転居等により変更があり、かつ、令和2年5月25日までに変更手続きがとられていない場合。
- ・令和2年5月25日以降、改姓や転居等により記載事項に変更があった場合。
- ・本人の住民票の写しや住民票記載事項証明書（いずれもマイナンバーの記載があるもの）

※個人番号通知書はマイナンバー法上の番号確認書類としては利用できません。